



GAP 普及ニュース 第23号 (2011.11)

一般社団法人日本生産者 GAP 協会

発行：出版委員会

GAP 普及ニュース

【巻頭言】

気づかないのか？ 気づいているのか？ 気にしていないのか？

長野県松本農業改良普及センター
日本生産者GAP協会理事 小池英彦

人が何かをしたり、敢えてしなかつたりするその理由は、無意識にそうしているのか、気づいていてそうしているのか、あまり気にしていないのか、真意は良く判らない。それに対して、逡巡せずに「自分の感度でそれを正すべきだ」というような言い方をすると、共通理解の上にたっていない間柄では齟齬が生じ、いさかいの元になる。

例えば、仕事場に、私から見て「ゴミ」と考えられるものが散乱しているとする。私が片付ければ、それはそれで自分自身の平安につながるのだが、ちょっと欲目を出して「ゴミの発生元」の人に注意を喚起し、自発的にゴミを処理させるために、『それはゴミだからゴミ箱に入れろよ』とか、『ゴミはゴミ箱に入れるものだ。清掃しなきゃダメじゃないか』などと言おうものなら、『気がついた人が片付ければいいでしょ』とかいわれ、あげくの果てには、『ゴミが散らかっていても死ぬ訳じゃないし・・・』などとやられる。

このようなことは共通理解を得る以前の問題であり、「そもそも日頃のしつけが悪いからだ」とか、「ただ反発しているだけだ」と言われれば全く面目が立たないのだが、私はあえて「これは気づきの認識の差である」と整理しておきたい。つまり、認識の違いで対応が異なるということである。

農業現場では誤った対応をすることで重大な事故になることがある。この原因が「認識の違い」によるものであれば是正しなければならない。農業現場では、さまざまなリスクの要因（ハザード）がある。これらのリスクを敏感に感じ取る「リスク認識」も、これまでいわれてきた「気付き」であるが、「気付き」を実践に移すことも極めて重要なことである。「リスク認識」とそれに基づく行動が非常に重要であることは、このニュースの誌上でも、「日本 GAP 規範」の中でも、しばしば語られている。

GOOD PRACTICE は精神修養！

写真のような場合の Good Practice はどんなものであろうか。試しに実際に考えてみよう。このような交通の Good Practice がいかに万人に受け入れられていないかが再確認される。交通法規で「どうすることが Good Practice なのか」が定められており、免許更新の講習会でも縷々説明され、常に遵法について共通認識が求められているにも関わらず、

求める方と求められる方の気持ちが一致していないのである。この実践は、ある意味「精神修養」と私は捉えたい程である。

そもそも写真の交通標識の意図するところは何なのか？リスク管理の面から想像すると「交通安全を確保するために必要な措置である」ということであろう。「スピードを出しすぎてはいけない」ということが、車を 40km/hr で走らせ続けることになるのかを考えると、これが必ずしも Good Practice ということではなさそうである。ごくまれに取締りが行われ、注意喚起をされることはあるようだが、この時の注意を、懲りずに何度も受けている人がいることを考えると、別の視点から GAP の実践の難しさを考えさせられる。



道路交通法による各種の規制は、ことに速度規制は実践されることがまれであるが、リスク管理の具体的な目安ではあるとはいえる。当然のことながら、我々の本題としている GAP でも、具体的な目安が必要であろう。

例えば、スピードスプレーヤー（SS）など農薬散布機の洗浄が不十分な場合に起こる農作物の農薬残留基準値超過を防ぐために、洗浄法の目安を決めておいた方が良い。「洗浄は何リットルの水で何回行わなければならない」というような具体的な行為を規制する踏み込んだ目安でなくとも良い。現に、暗黙知のやり方で農薬散布機の洗浄が行われており、特別な事例を除き問題が生じていないので、生産部会のようなひとまとまりの GAP 実践の集団の中での事例を集めて、無難な一定の目安を決めればよいと思う。皆で実践して、他の誰からも文句を言われぬやり方が Good Practice になるのが望ましい。

この5月に（社）日本生産者 GAP 協会から発行された「日本 GAP 規範 ver.1.0」は、適正農業を実践する指針として提案されたものであるが、さらに共通理解の基で「適切な農業」とは何なのか考え、個々人の認識の差を埋める教材にもなるのではないか。この秋のシンポジウムで「農場評価制度（GAP 規準）」が検討され、実践に用いられていくことになるが、これにより、実践的な部分での齟齬が除かれることに期待したい。

ところで、私自身、初めて“GAP”を認識したのは、たぶん農山漁村文化協会の農業技術体系の果樹編だったと思う。この農文協の技術体系は、新しい技術情報を追録で補足する仕組みになっているが、たまたま 2006 年の追録を綴っていた時に、「イギリスへの小玉、中国への大玉リンゴの輸出にかける」のタイトルが目にとまった。青森県弘前市の「農業生産法人片山りんご有限会社」の記事である。

この記事には、片山さんがイギリスへリンゴを輸出するようになった経緯が克明に紹介されており、販売の有利性が強調されていたが、片山さんの『実際に EUREPGAP の審査を受けた経験から、私は日本にも日本農業の生産現場に適した日本独自の「適正農業規範（GAP）」の導入が必要であると考えに至った』という言葉が、また読み返してみると、私達農業生産者とその関係者への明確なメッセージであり、現在の（社）日本生産者 GAP 協会の理念を象徴していたように思われる。

【2012 春期 GAP 実践セミナー開催案内】

テーマ：『日本 GAP 規範農場評価制度』と『GAP 指導者養成』

開催期日：2012 年 2 月 23（木）～24（金）

開催場所：茨城県つくば市竹園 2-20-5 文科省 研究交流センター国際会議場

主催：一般社団法人日本生産者 GAP 協会

指導機関：株式会社 AGIC

参加受付：大会事務局 株式会社 AGIC 内

〒305-0035 茨城県つくば市松代 4-9-26-203

E-mail：mj@fagap.or.jp TEL:029-861-4900 FAX:029-856-0024

<http://www.fagap.or.jp/>（一般社団法人日本生産者 GAP 協会 HP）

定員：80 名

受講料金：15,000 円、（当協会会員 10,000 円）

セミナー開催の趣旨

現代の農業は、化学肥料や化学農薬の登場により生産性が飛躍的に向上しましたが、同時に土壌や水質などの汚染、自然生態系・農業生態系への悪い影響が現れてきました。これらの問題を改善するために、GAP（Good Agricultural Practice、適正農業管理）、つまり「良い農業の実践」が提案されました。GAP は、環境・資源の保全により農業の持続性を確立し、農家の作業の安全や消費者の食の安全を確保するための、いわば現代農業へのアンチテーゼなのです。

「良い農業の実践」の道標として 2011 年 5 月に「日本 GAP 規範 ver.1.0」が刊行され、栃木県や富山県、長野県などでも県版の「GAP 規範」が作成されています。農家は、「GAP 規範」を必携の書として自らの生産計画を見直し、課題の改善に努める必要があります。また、普及指導員や営農指導員は、農家の GAP へのきっかけを作り、農家の GAP を具体的に支援する必要があります。

農業関係者が農家の GAP を支援するためには、GAP 規範の理解と農場評価の判断力が必要です。農家の農業実践が GAP であるためには、先ず第 1 に環境・人・食品に関する十分な「リスク認識」を持って農場における問題点を把握することが必要です。このようなリスク認識を支援することが GAP 指導者の大きな役割の一つであり、農家自身よりも客観的な判断ができるからです。

農場の、①何処が問題なのか、②なぜ問題なのか、「GAP 規範」に基づいて問題の根拠を明らかにし、③「どうすれば良いのか」を指導（示唆）することで、農家は問題点の改善が容易になります。

そのために本実践セミナーでは、「日本 GAP 規範農場評価制度」を学び、実際に評価作業を行うことで、GAP 指導者の農場評価能力を高めることを目標としています。

【GAP 実践セミナー「GAP 指導者養成講座」のプログラム】

1 日目 (2 月 23 日) 13:00-17:30	2 日目 (2 月 24 日) 9:00-16:30
1 GAP 概論 (講義 1) ・GAP (適正農業管理) とはなにか ・GAP 規範と GAP 規準について	5 模擬農場評価 (演習 2) ・農場評価のロールプレイング ・評価結果の目合せ
2 GAP 実践 (講義 2) ・リスク認識とリスク評価 ・組織で取り組む GAP 実践	6 農場評価に基づく報告書作成 (演習 3) ・グループ討議による報告書の作成 ・報告書の結果発表と結果の目合せ
3 農場のリスク評価 (演習 1) ・どこが問題なのか ・なぜ問題なのか ・指導者の目揃え	7 組織評価 (演習 4) ・生産組織の事務局管理を監査する ・問題点の改善ポイントについて
4 農場評価・監査の概論 (講義 3) ・GAP 評価員の役割と心得 ・農場評価規準の理解 ・評価規準の読合せ	8 研修のまとめ ・レポート作成と発表 ・総合討論とまとめ

農場評価のポイント

1 「農場評価」では、評価員が評価対象の農家・農場や生産組織に赴いて、農場や組織の管理者、農業現場の生産者に質問しながら、農場の運営状況や組織の管理実態を確認し、「日本 GAP 規範」の遵守レベルを評価・判定します。

2 農場評価は、農家認証の合格や不合格を決めるために行うものではありません。評価作業としての「農場検査」では、管理の問題点 (不備・欠陥、抜け) や具体的な「リスク」をさがします。評価の結果は、農家・農場の改善のためのものです。

3 農家・農場と生産組織の「監査」の意味は「実態を見る」ことですが、実際には「実態を聞くこと」が大切であり、農家や生産組織の具体的な行動や動作を確認するためには、評価員の質問の仕方や農家・農場管理者からの回答の聞取りが重要です。

4 農場 (組織) 評価規準 (チェックリスト) は、評価員が農場検査と組織監査の過程で発見した問題点を整理するための項目のことです。評価の作業において使用する質問項目ではありません。同じチェックリストを使うから検査の質が一定になるのではなく、評価員の力量によって評価の内容が決まります。

5 評価員は多少とも個性が出ますから、同じ現場・事象でも指摘の角度、視点が人によって異なります。しかし、評価員は、農場・組織における改善の必要な問題点を見逃してはいけません。

2011年秋期GAPシンポジウムの報告

「2011年秋期GAPシンポジウム（第23回食・農・環境の情報ネットワーク全国大会）」は、10月24日・25日の両日、東京大学農学部弥生講堂で開催され、全国各地から177名の関係者が参加してGAP関連の報告と活発な討論が行われました。以下、開催の概要とその経過について簡単にご報告します。



2011年秋期GAPシンポジウムは、2009年春の第1回の開催から5回目となりました。これまでは、第1回「適正農業管理が日本農業を救う」、第2回「GAPの正しい理解と適切な現地指導」、第3回「欧州の適正農業規範に学ぶ」、第4回「日本適正農業規範の概要と検討」という内容でGAP（適正農業管理）のあるべき姿を求めて議論を重ねて来ました。その結果、今年5月には日本生産者GAP協会が「日本GAP規範 Ver.1.0」を刊行することができました。

今回のシンポジウムでは、「適正農業規範は良い農業の道しるべ」という副題で『日本GAP規範』とその『農場評価制度』の概要を発表し、その解説をしました。「GAP規範」は、環境と人に優しい農業の姿であり、それを目指す農業者の管理実態を明らかにするための「評価制度」ができたことで、「GAP教育システム」の形が見えてきました。

この間に、21都府県で開催されてきた「GAP指導者養成講座」および全国各地のJAや農業生産組織で行われてきた実践的な「農場評価」の実態やその結果などを元に『日本GAP規範 農場評価制度』が新たに構築されました。来年（2012年）2月28～29日には『日本GAP規範農場評価制度とGAP指導者養成』の実践セミナーが開催される予定です。

・今回のシンポジウム受講者の総数は177名で、都道府県別の内訳は以下の通りです。

北海道：2、青森県：1、岩手県：10、宮城県：1、秋田県：1、山形県：3、福島県：2、茨城県：13、栃木県：15、群馬県：3、埼玉県：5、千葉県：4、東京都：23、神奈川県：6、新潟県：5、富山県：3、福井県：4、長野県：5、岐阜県：4、静岡県：4、愛知県：1、三重県：4、滋賀県：2、京都府：7、大阪府：1、和歌山県：3、島根県：3、岡山県：8、山口県：2、徳島県：7、愛媛県：1、高知県：2、福岡県：1、佐賀県：2、長崎県：3、大分県：2、宮崎県：1、鹿児島県：3、沖縄県：10

・受講者を職種別に分類したところ、以下のような結果でした。

農業個人：4、生産団体：1、JA：24、都道府県行政：30、研究：12、教育：1、普及指導：54、食品流通：5、食品製造：3、農業資材・機械：2、検査・認証：2、化学・分析：3、IT関連：3、農業関連機関：1、学生：3、報道：4、講師スタッフ：22、その他：3
--

今回のシンポジウムの開催テーマである「適正農業規範は良い農業の道しるべ」「GAP教育システムとしての農場評価制度」などのキーワードからも、普及指導員が54名、都道府県のGAP担当者が30名、JA関係者24名の順に参加者が多かったことが肯けます。

GAP を実践すべき農業の現場では、まだまだ GAP の指導体制が確立できていないのです。今後の「日本 GAP 規範」とその「農場評価制度」の普及・活用が期待されます。

主催者挨拶：『GAP の科学的な理解とコミュニケーション』

二宮正士 東京大学教授・生態調和農学 副機構長

(一社)日本生産者 GAP 協会 常務理事・農業情報学会副会長

GAP の本来の姿は、農業活動をチェックリストで確認する手法ではなく、安全な農産物を安定的に供給し続ける農業の持続性を確立することです。農業生産では環境汚染を起こさずに食品の安全性を確保する「環境と人に優しい農業」を実現することが必要であり、GAP ではそのためのリスク認識が問われています。そして、そのリスク管理のためには、情報公開とリスクコミュニケーションが重要な課題となります。



このシンポジウムでは、「日本 GAP 規範 Ver.1.0」をフレームワークとしながら地域の実情にあった形で GAP を発展させようとしている事例をご覧ください。また、日本型 GAP を実践しようとする農場評価制度について提案し、その実証結果も合わせて議論していただこうと考えています。食料・農業・環境について、消費者・生活者と科学的根拠を持った情報交換を続けることがとても重要になっています。GAP が、非科学的な批判によって押し曲げられないことを強く期待します。

基調講演：『適正農業規範は日本農業の道しるべ』

山田正美 (一社)日本生産者 GAP 協会 規範委員長

福井県農業再生協議会事務局長

GAP 規範の模範とされている「イングランド GAP 規範」を翻訳し、規範委員長として「日本 GAP 規範」作成に貢献した山田正美さんは、イングランド GAP 規範と日本 GAP 規範との違いについて説明し、日本 GAP 規範の概要を各章毎に解りやすく解説しました。また、GAP 規範の目的を以下のようにまとめています。



GAP を実施することで強調されるべきは、農業が持続的に維持されることであり、そのためには、「自然環境や農業環境の維持」「農業に携わる人や多くの生活者の安全・安心」「食品としての農産物の安全性」などが担保されなければなりません。こうした農業のあるべき姿を示し、行動して貰うには、生産者自らが「農業によって環境・人・農産物（食品）に悪影響を及ぼすかもしれないリスク」について認識し、その起こりうるリスクを極力小さくするための方法を明らかにする必要があります。

そのために、農業を実践する中で、「どこにどのような問題が存在しているのか」「なぜそれが問題となるのか」「どうしたらその問題を解決できるのか」というプロセスを、GAP 規範によって農業者自身が理解することが重要です。その上で、農業者自身が、自分が行っている農業の中でのリスクを減らすための行動をとることで、地域全体としての環境の保全や農業に携わる人の安全あるいは農産物・食品の安全性などが確保され、農業が持続

的に維持されることとなります。

講演：『栃木県 GAP 規範に基づく新たな GAP の推進』

高崎 正 栃木県農政部経営技術課環境保全型農業担当

栃木県では、2010年4月の「GAP シンポジウム 欧州の適正農業規範に学ぶ」に参加し、GAP 規範の重要性を認識し、「現場の課題を解決するためには、農業者等に対し、GAP に取り組む意義や法令等の根拠と併せて適切な実践方法を明確にした GAP 規範を提示し、一層の理解を促進する必要がある」と考えました。



早速、規範の編纂に取り掛かり「良い農業を実践するための心得—栃木県 GAP 規範—」を2011年3月に刊行しました。編集方針は「生産者が手にとって実際に見る」ということで、適切な実践の1取組み項目につき、見開き2ページを基本とした全101ページです。内容は、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」（H22.4.21 農林水産省）をカバーした全50項目です。表現形式は、「イングランド版適正農業規範 私達の水・土壌・大気の保護」（山田正美訳 一般社団法人日本生産者 GAP 協会 2010年4月）を参考にし、適切な実践の記述内容は「日本適正農業規範（未定稿）」（一般社団法人日本生産者 GAP 協会 平成22年10月）を参考・引用しています。

講演：『富山県適正農業規範に基づく農業推進条例』

伊澤 航 富山県農林水産部農業技術課主幹 エコ農業推進係長

富山県は、日本で初めてとなる GAP を推進するための条例を制定しました。

講演では、「農業者による適正な農業生産活動を推進することにより、安全な農産物を生産し、環境を保全し、農業者の安全を確保することを目的とし、もって農業に対する県民の信頼性を向上させることに資するとともに、富山県農業の持続的な発展に寄与する」ことを目標として、議員提案により平成22年12月に『富山県適正農業規範に基づく農業推進条例』を制定したことで、その規範の内容についての紹介がされました。



富山県では、農業者がこの条例に基づいて、農業生産活動の各工程で必要とされる適正な取組み等を示した『富山県適正農業規範』を本年中に策定する予定です。農林水産部農業技術課では、既に「とやま GAP 規範」案を作成し、県民のパブリックコメントを募集しています。講演では、GAP 規範構築の経過や規範項目の事例が公開されました。条例によれば、2012年4月から農業者に対する教育などの具体的な取組みが始まるようです。

講演：『新しい評価規準「日本 GAP 規範農場評価制度」の概要』

田上隆一 (社)日本生産者 GAP 協会理事長・農業情報学会副会長

日本では、GAP の意味が様々な立場から様々な解釈され、その呼び名や普及の考え方も多様です。このような GAP の歴史や現状の社会的な状況から、GAP の正しい理解について解説がありました。GAP の正しい理解のためには「GAP の誤解を解消す



る」必要があるとして、①チェックリストは GAP ではなく「GAP の尺度である」、②GLOBALGAP は GAP ではなく「買手側の農場認証である」、③GAP は工程管理手法ではなく「環境汚染・食品危害等に対するリスク認識とリスク管理である」、④GAP は農家自身の PDCA ではなく「産地全体で取り組む持続的農業の実践である」という 4 つの考え方が示され、EU の事例や日本の現場での GAP 指導の事例を元に、それぞれの具体的な解説がありました。

農業者は、これまで生産性向上を中心とした良い農業に努めてきましたが、新たな農業の道しるべとしての「GAP 規範」が必要です。GAP 規範に取り組む「農業者の指導」が必要です。そのための「適切な農場評価」が必要です。このような考えの下で、GAP 普及のために必要な「農場評価規準」のあり方と、それを実現する「日本 GAP 規範」による新たな農場評価制度『日本 GAP 規範農場評価制度』の概要を発表しました。

これまでの GAP 農場認証が「良い農家を認証する＝悪い農家を排除する」ものであったのに対して、この評価制度は、農場管理の「何処が問題なのか」、「なぜ問題なのか」、「どの程度問題なのか」を農業者に示すことで、農場管理の改善を継続的に推進するものです。

総合討論：『地域農業振興と日本 GAP 規範の活用』

シンポジウム第一日目の講師の山田正美さん、高崎正さん、伊澤航さんに加え、JA 長野県営農センター次長の萩原学さんをパネラーに加え、日本生産者 GAP 協会理事長の田上さんの司会で総合討論が行われました。



萩原さんによれば、長野県では、現在「長野県 GAP 規範」を作成中とのこと。栃木県などの事例に学びながら長野県農業を支援する実践的な「GAP 規範」を今年度中に構築し、来年度には正式決定して、GAP 普及に役立terるとのことです。GAP 規範の活用にあたっては指導者を欠かすことはできません。長野県では、県と JA グループが一体となって、平成 22 年度から本格的な GAP 指導者養成講座を開催し、平成 23 年度には 6 種類のカリキュラムが生まれ、延べ 14 会場で GAP 指導者の養成活動が行われています。

討論では、これまでの「チェックリストありき」の GAP 概念から抜け出し、あるべき農業の姿としての「GAP 規範」が提示されなければならないことが強調されました。また、GAP 規範に基づく「適正農業管理」を実践するためには、「GAP 教育」等を通じた農業者への意識付けが大切です。具体的に取り組みを始めた各県の実践的な経過やそこでの課題などについての報告があり、シンポジウム参加者は大いに参考になったことと思います。

情報交換会：『都道府県・地域の GAP 取組みの情報交換』

都道府県で実際に GAP の事業に取り組む方々が一堂に集まり、日頃聞くことができない実践者の経験談や直接的な感想などを語り合う情報交換会の場となりました。

記念講演：『食料生産の価値の総合評価』

鈴木宣弘 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

第3回のGAPシンポジウム「欧州の適正農業規範に学ぶ」では、EUが環境保全のために農業者の行為に対して様々な法規制を行ってその実現を図ったことや、農産物の貿易交渉（GATT：関税と貿易に関する一般協定）に関連して、EU農業の持続性を保つために、農業の価格支持政策から環境保護政策に転換し、GAP規範の順守を補助金支払いの条件としたクロスコンプライアンスなどを学んできました。



日本でもGAPを普及させるには、鈴木先生の持論である「価格に反映されない農業の価値と農業補助金のあり方」を考え、「地域や消費者が動くシステム作り」に努めなければならないと考えます。折しも日本がTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）に参加するかどうかの議論で、関係者を二分する大議論が展開されています。本シンポジウムに参加する農業分野の専門家であってもTPPに関する情報があまりにも少ない現状から、日本におけるTPP反対論者の理論的支柱とも言われる鈴木先生は、本記念講演では当面する最重要課題「TPP」への対応を中心に講演されました。詳細は機会を改め報告したいと思います。

講演：『日本のGAP推進と指導者養成』

田上隆一 (社)日本生産者GAP協会理事長・農業情報学会副会長

チェックリストを渡して農家自身のPDCAを要求するGAP普及から脱却し、日本のGAP規範に基づく営農指導体制を実現するためには、GAP指導者の養成が欠かせません。2008年から約3年間に21の都府県で継続的に実施されている「GAP指導者養成講座」について紹介がありました。その他11の都県では、指導者の1日研修会やモデル産地への派遣指導などが行われていることが紹介されました。これらの研修会を通じて普及指導員や営農指導員らの実践によって培われてきた農場評価の方法が「日本GAP規範農場評価制度」に繋がっています。適切な農場評価を行うためには、透明性の高い「評価規準」と公平性を保った「評価者」の存在が必要です。これからのGAP普及のためには「GAP規範の充実」と共に、「GAP指導者の養成」を充実させなければなりません。

講演：『日本GAP規範農場評価制度の実証について』

田上隆多 株式会社AGIC GAP普及部長

GAP指導者養成講座で培われてきた農業評価制度が、本シンポジウムに先駆けて実際に評価を希望する農協や農家で、「日本GAP規範農場評価制度」の実証が行われました。講演では、農協を含む4農場で行われた実証について、その概要と結果が報告されました。新しい評価法の大きな特徴は、農場の管理実態を、これまでの農場認証等では「適切」か「不適切」かの二者択一をしていますが、新しい評価基準では、「適合」ではない項目の内容を「軽微な問題」「潜在的な問題」「重大な問題」「差し迫った重大な問題」の4段階に分けて評価することです。これによって、GAP指導者はメリハリの効いた指導ができること、評価を受けた農家や農協は、農場管理の実態を経営全体から判断することが可能となり、「いつ」「何を」「どのように」改善するか判断がしやすいこと、などの利点が考えられます。ここで、4段階評価の再現性のある正しい判断をどうやって担保し維持するかが、GAP指導者の教育上の課題であり、GAP教育システムの中で「判断の目揃え」を行うこ

とが重要になります。

事例報告：『日本 GAP 規範農場評価制度の実証結果報告』

日本 GAP 規範農場評価制度による農場評価を受けた 4 農場のうち、栃木県開拓農業協同組合の石川智さん、JA ひだ丹生川 GAP トマト部会の森本守さん、JA 金山酒米研究会の松澤信也さんが、それぞれこれまでの GAP への取り組みと今回の農場評価を受けたことについての効果や印象などについて報告されました。



総合討論：『農場評価の位置づけと方法』

パネル討論では、農場の問題点を 4 段階で評価することで農場管理の重みづけができ、改善計画や作業がしやすくなるという意見でした。また、段階評価の合計点数で農場管理全体が評価されるので、GAP に取り組んできたことの励みになったり、残された課題に取り組むための努力目標になるなどの意見が出されました。初めて触れる「日本 GAP 規範農場評価制度」に会場からもたくさんの意見や質問もいただきました。農場評価の実証を行った産地で営農指導を行っている GAP 指導者は、○×の最終判定が重要視されるこれまでの農場認証と違って、対象農場の経営実態や管理経過を明らかにし、それぞれに重みづけされる評価制度は、農場の明日からの管理努力に直接役立つというご意見でした。

BAP（悪い農業）を GAP（良い農業）にする PDCA（管理サイクル）は、指導者が実施する

農業生産工程とは農業生産活動そのもののことですから、政府が GAP（Good Agricultural Practice）を勧めるということは、農家に「良い農業をなさい」と言っているのです。それは農家が「悪い農業をしている」ということの裏返しです。それならば農家は政府に尋ねなければなりません。「私達の農業のやり方のどこが悪いのでしょうか？」と。「悪くなければ正しくなさいとは言われたい」はずで、つまり、何か「問題があるから改善しなさい」と言っているはずなのです。そうであれば、農家に GAP つまり良い農業を推進する行政や農協は、農家のやり方の「何処が問題なのか」、「何故問題なのか」、「どうすれば良くなるのか」を説明しなければなりません。

なぜなら、農家はこれまで、行政や農協の指導を受けながら「正しい農業」を心がけ、今もそのやり方を実行しているからです。そのことを良く示しているのは、回収された GAP チェックリストの記載内容です。農家の自己判定のほとんどが「○」です。つまり農業者は、自己の判定では GAP（適正農業管理）になっているのです。

その良い状態と思っている農家に「PDCA という GAP 手法を導入せよ」と言っているのだとすれば、それはおかしい考え方です。農家の経営管理サイクルとして GAP 手法を推奨しても、そもそも農業行為の「良し悪し」が認識されていなければ、経営管理サイクルが機能しないからです。農家の自己評価は「良い農業（GAP）」なのです。つまり実際には「悪い農業（BAP）」があったとしても、それに気づいていないのですから、農業者のやり方に問題があることを知った指導者側が、農家の行為（Practices）を評価・検討して、「悪い農業（不適切な行為）」を農家に知らせてあげることが GAP 推進の最初の重要な課題なのです。「GAP 手法」というものは、農家に推奨し導入するものではなく、行政や農協など営農指導する側の課題として、対農家および対地域農業全体の PDCA として管理すべきものです。

《日本と欧州の GAP 比較と GAP の意味》一連載 第 13 回一

GAP 規範を前提にした農場認証のための EUREP 議定書 (protocol)

田上隆一

取引のための要求事項

EUREP が作った農場認証のための議定書 (protocol) は、EUREP に加盟するスーパーなどが承認した「商業 GAP 規準」文書です。それは、第三者認証のための農場検査のためのチェックリストであり、取引を希望して認証を受けようとする農業者に対する要求事項になります。

商業 GAP 規準のチェックリストで、最初に農業者に問うことは「あなたの全ての生産物は、それが作られた畑まで履歴をさかのぼれますか」ということです。スーパーなどの EUREP 加盟企業は、農産物の買手ですから、農産物の安全性を確認するためには、トレーサビリティが必須なのです。

そして、その次に「生産記録がありますか」と聞いています。「生産者は、全ての生産活動において GAP 規範を遵守し、畑から最終消費者まで生産履歴をさかのぼることができることを明示するために、毎日記録をとらなければならない」のです。ただし、「EUREPGAP の登録申請以前の記録は必ずしも必要ない」と言っています。

3 番目は種苗についてですが、「品種の選択については、指定された品質水準を満たすよう生産者と買い手の間で合意すること」と規定され、それらが証明できる遺伝子組換えやその他の記録を求めています。

販売店として必要な食品安全の担保

以上の農産物商品の取引に関する重要な要件の後に、GAP について規定しています。「耕作地の履歴と管理」では、「圃場のリスク検討がされているか」、「土壌状態を維持するために輪作を実施しているか」などが問われ、「土壌の管理」では、土壌の鎮圧や土壌侵食の回避、化学物質を用いた土壌燻蒸消毒の回避策などの実施が求められています。

「肥料の使い方」では、投入した化学肥料や堆厩肥などによる環境汚染、特に硝酸態窒素による地下水や河川水などへの汚染について、法令に基づいて厳密に実施するよう、肥料の選択、使用者の要件、使用法、使用の記録、肥料の保管方法などについて詳細に確認します。

「灌漑」では、半乾燥地帯が多い欧州ですから、水資源を節約し、効率的に水を使用するための方法を記述し、採水については水の専門家の意見を仰ぐなど、水資源関連の法令遵守を求めています。

「作物の保護」では、なんとと言っても化学農薬を減らす IPM が奨められています。農薬



イギリス最大手スーパーの
Tesco の野菜売り場

を使用する場合は、法令を遵守して作業員、消費者、環境へのリスクを避けることが基本です。また、農薬の使用は、「法令による国家資格を持つ人か、それに準ずる助言者の指導を受けなければならない」と規定しています。農薬の使用記録も普及員などの指導に従って、実施事実の詳細の他に、当日の気象状況の記録などが求められています。実地棚卸をした農薬の記録簿の保管と空容器の処理、その他防護装置や安全使用について、散布機械の保守、残留農薬検査などについての管理事項が細かく求められています。

「収穫」では衛生管理が最も重要であり、ここでは HACCP 的 management が求められています。生産環境の前提条件プログラムについて、「リスク認識」と「リスク評価」、評価に基づく実施規則の策定、そしてリスク管理のトレーニングなどです。「収穫後の処理」では、ポストハーベスト農薬の削減と記録についてです。なお、多くの農産物を輸出している欧米では、一般にポストハーベスト農薬が使われていますが、日本ではポストハーベスト農薬は使われていません。

その後は、「廃棄物と公害、廃棄物のリサイクルと再利用」、「労働者の健康・安全・福祉」「環境問題対策」、「法令順守書類と内部監査」という内容で、そのほとんどが「EU の指令に基づいて行政が決めた法令等に従っているかどうか」が問われているのです。つまり、EUREP の GAP 規準は、販売店が食品の安全を担保するための「農産物の取扱いにおける衛生管理」を中心にして、その他 EU 並びに各国のコンプライアンスとしての「環境保全農業」に従っているかどうかと問われているということなのです。

商業 GAP 規準への理解のために

EUREP の議定書では「EUREP に加盟する小売業者は、すでに多くの生産者、生産者団体、生産者組織、地方・政府組織によって開発・改良され、環境に対する悪影響を最小化することを狙った農業システムの大きな進歩を認める。その上で、生産者の環境分野での能力向上のための更なる研究を奨励する」とも言っています。

これは 1990 年代当初から EU 各国の GAP 規準に基づいて、行政や農業団体と生産者が本格的に取り組んできた GAP に敬意を払うという意味です。2000 年になってから小売店共通の農場認証制度として認証を強制しようとした EUREPGAP に対して、オランダやベルギーなどの先進地域の農業者や団体から EUREP の要求に対する反発があったことに対するメッセージのようです。

さらに、議定書では、「現在の最善の農業活動の主要な要素を定義する GAP 規準の要点が、(EUREPGAP 規準によって) 現在の農業活動を査定する基準として用いられることで、更なる進歩への指針を提供したいと願っています」と言っています。

これらは、環境保全を目的とする「GAP 規準」があって、それを前提とした EUREP の「GAP 規準」が、農場認証の検査を通して、環境を保全し持続可能な「最善の農業活動」の進歩に貢献したいという意思表示と読めます。



イチゴにも販売期限が付けられている

イギリスのレッドトラクター表示制度について

(その3) 認証農家の思い

日本生産者 GAP 協会理事 山田正美



前回、前々回と、イギリスにおけるレッドトラクター認証の設立経過や認証制度について紹介してきました。この制度は、イギリス国内で良い農業管理（GAP）を行なっている農場で生産された穀類、青果物、畜産（食肉、乳製品）などの多くの部門の農畜産物が流通・加工・包装を経て店頭には並ぶまでの一貫した認証制度です。

今回は、レッドトラクター認証を受けた農業者がどのような思いで生産しているかということについて紹介します。

Rosey Dunn さん（畜産農家）



私達が消費者に食べ物がどのように生産されているかについて話をするとき、レッドトラクター認証制度を紹介することが素晴らしい説明になります。レッドトラクター認証のロゴは、高いレベルのアニマルウェルフェアと環境規準を保証していますので、レッドトラクターのマークに注目して協力して貰えば、私達のような認定農家を支援することになります。レッドトラクターの規準に従って農業をすることは、私達が注意深く農業活動をしていることを意味しています。

また、レッドトラクターの検査を受けなければならないということは、様々な法律上の規制やその他の規制についても本気で取り組まなければならないことを意味しています。アニマルウェルフェアは、これからの畜産にとって特に重要です。欧州の人々はアニマルウェルフェアに関する法律の多さに驚かれるかもしれません。レッドトラクター規準では、さらにそれを補強しています。私達の飼っている牛の全てに十分な空間と敷料、十分な餌と水を確実に与えることができているかどうか、いつも苦勞しています。環境に関しては、野生生物を保護し、小川を汚染しないよう、私達が守らなければならない規準があります。また、法律では決められていませんが、私達がいろいろな野生生物（例えば蝶や鳥、小さな哺乳類）の生息を支えるために、穀物畑のまわりに牧草と野生の草花の混植を発達させるための6メートルの境界地を持っています。

Jonathan Tipples さん（穀作農家）

私達は、レッドトラクター農場認証制度が開始された1997年にコンバインクroppで参加しました。小麦製粉業や麦芽生産者、種子破砕業者、飼料製造業者などを含むイギリスの全ての主要穀物のバイヤーは、レッドトラクター認証農場で生産されている穀類を指定しています。なぜなら、それが高い規準で管理され、生産されているという信頼を消費者に与



えているからです。

コンバインクロープのレッドトラクター認証のスキームは、大麦やオート麦、ライ麦、えんどう豆、豆類、甜菜を対象としています。その認証スキームは、生産物が安全であることを確実にするために、化学農薬の使用法、貯蔵場所の衛生状態、肥料の安全な貯蔵、穀物が汚染されない貯蔵方法などのような、安全で高品質の農産物・食品を生産するための要となる領域をカバーしており、適正農業管理（GAP）の総合的な規準を提供しています。また、私達は、鳥や昆虫その他野生生物の自然生息地を保護し促進しているレッドトラクターのメンバーであるだけでなく、森林や水路、生垣を保全するための政府の環境スキームのメンバーでもあります。

Chris Fogden さん（養豚農家）



私達は食品を生産しており、その食品が高い規準で生産されているということが重要です。レッドトラクターの認証を得ている英国豚は、この規準の検査を受け、適合していることを示しています。レッドトラクター規準は、私達が第二の天性といわれるほど、ほとんど習慣になるまで身に付けることが必要になります。私達には、これらの規則の全てのことを実施しているという証拠や、獣医さんに四半期ごとの訪問を受けて豚の健康と福祉についての検査を受けることが必要になります。

私は、イギリスの農業を支えることが非常に重要だと考えています。そして、消費者が購入した食品が、レッドトラクター認証の商品であることは、まさしくイギリスの農場から来たものであることを保証してくれます。レッドトラクターの規準の要求事項として、環境に気を配っているということも重要なことです。私は、野生生物の生息環境に関心を持っていますが、私達の飼っている豚の近くで、珍しいイシチドリのような鳥が自由に巣ごもる様子を見られるのは、本当に素晴らしいことです。

以上3人の生産者の農業に対する思いを紹介しました。いずれの生産者も、レッドトラクターの規則を守るために、日頃から苦労しながら細心の注意を払って安全な農産物の生産に取り組んでいることが判ります。また、三人とも強調していたのは、野生生物の生息地の確保や環境保全に対する配慮に関心をもって取り組んでいることも判り、そのことに誇りを持っているということです。

GAPの基本である「環境に対する配慮」が、レッドトラクターの認証農家に深く浸透していることをうかがうことができ、レッドトラクターの認証がGAPの基本とも共通していることを改めて認識しました。

以下次号に続く

（主な参考資料）

- ・レッドトラクターホームページ (<http://www.redtractor.org.uk/>)、2011年2月取得
（上記アドレスの記事は既に改訂されたため、現在は見るできません）
- ・レッドトラクターPRパンフレット、2010年11月

『日本適正農業規範』（日本 GAP 規範）の簡単な紹介（第 7 回）

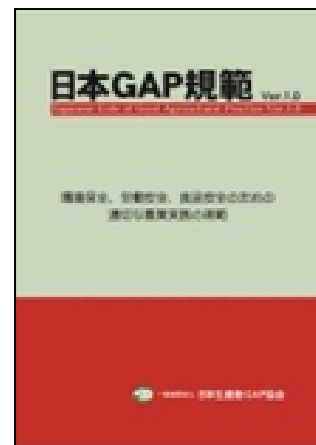
山田正美（GAP 規範委員会）

【注：文中（ ）内の参照番号は『日本 GAP 規範 Ver. 1.0』の項目番号です】

今回は、第 5 章の「作物の圃場管理と作物保護」について紹介します。

第 5 章 1 節 はじめに

第 5 章では、耕種農家にとって欠かすことのできない圃場での作物管理に伴って発生するリスクについて書かれています。リスクを減らす基本的な事項として、環境汚染や作業者の安全、農作物の安全性を十分に考えた管理計画の作成（5104）や、圃場作業に適さない気象条件下における無理な作業をしないこと（5105）などがあります。また、一般的な事項として、作物の生育に必要な最小限の養分を補給すること（5102,5103）、トラクターなどの農業機械で公道を走行するときは土塊を道に落とさないこと（5107）、さらに圃場の下に遺跡があるときには深耕などで遺跡を破壊しないことも重要です（5108）。



第 5 章 2 節 土壌管理と作物栽培

土壌管理で重要なことは、土壌の状況を的確に把握して記録にとどめ、計画を立てて管理することです。そのために土壌管理計画書を作成しておくことが重要です（5201,5202、5204）。土壌を良い状態に保つために注意すべき点は、土壌中に必要な有機物を補う（5203）、湿った土壌での機械作業は避ける（5205）、土壌排水をよくする（5207）などがあります。その他、傾斜畑では降雨により土壌流亡が起きやすいため、抑制するための措置を講じて下さい（5211,5212）。冬場の強風で土壌が舞い上がるようなところでは、冬場に麦を作付けるなどにより風食を防いで下さい（5214）。また、収穫後の植物残渣は、できるだけ土壌混和、堆肥化して下さい。どうしても廃棄する場合は、圃場での焼却が原則禁止されていますので、廃棄物として適正に処理して下さい（5215）。

第 5 章 3 節 堆肥等有機質資材の施用

有機質資材は、種類や処理方法によって肥料成分の含有量や肥効の遅速など、その性質が大きく異なるので、使用に当たっては適正な施用を心がけて下さい（5301）。特に以下のことに留意して下さい。

- ・家畜糞は十分に腐熟させ、良質な堆肥にすることが重要です（5302、5309）。そのための品質基準も設けられていますので参考にして下さい



い (5308)。

- ・下水汚泥コンポストは、カドミウムなどの重金属を多く含んでいることがあるので、土壌への蓄積には充分留意し、安易に使用することは避けて下さい (5303,5305～5307)。

第5章4節 石灰と化学肥料の施用

化学肥料や石灰は、作物の生育にとって重要な資材であるとともに、誤った使い方は、環境汚染のリスクを増加させます (5401)。

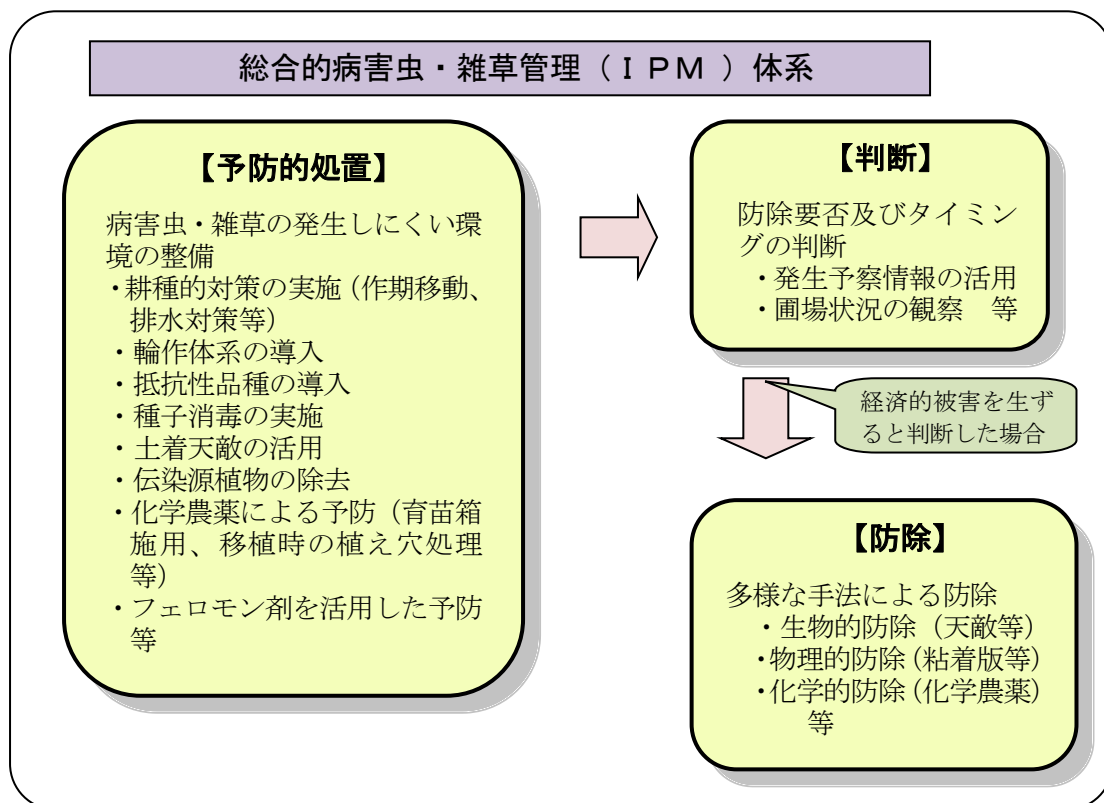
また、同じ施肥量であっても、土壌の状態（物理性、化学性、微生物など）により環境への流出が異なるので、土壌管理計画や養分管理計画を基礎として、計画的に施肥して下さい (5402)。

特殊な場合として、作物がほとんど吸収しない冬期の施肥や、流亡しやすい急傾斜地での施肥については、環境汚染に対する十分な注意が必要です (5403,5404)。

第5章5節 作物の保護と農薬の散布

『作物保護』という言葉は、作物を病気や害虫から保護するという観点から来たもので、従来の病気や害虫を防除するという病虫害防除とは考え方が異なります。

この作物保護の考え方で重要なことは、総合的病虫害・雑草管理といわれている IPM の実践です。この IPM の実践では、人の健康に対するリスクと環境への負荷を考慮し、化学農薬の使用を最低水準にとどめることです(5501)。



このためには、普及指導員などの指導を受けて、事前に作物保護管理計画を作成しておくことが重要となります(5502)。

農薬の使用を間違えると、作業員や環境、また農産物の安全に大きな影響が出るので、ラベルの記載事項を良く読んで必ず従わなければいけません（5511）。また、散布に当たってはドリフト対策（5508）、気象状況や風の向き（5512）、環境中の有用生物への配慮（5509）などに充分留意して下さい。

土壌燻蒸剤を使用する場合は、有害ガスが発生するので、使用に当たっては細心の注意を払って下さい（5513）。

第5章6節 外来生物等の利用と野生動物等への対応

収穫してすぐに生で食べる野菜などの栽培では、野生動物や犬等のペットによるサルモネラや病原性大腸菌等による汚染の危険性があるので、このような圃場には、野生動物やペットが侵入しないよう対策を立てて下さい。（5604,5605）。

外来生物のセイヨウオオマルハナバチは、施設栽培の果菜類の受粉に利用され、労力の軽減に役立っていますが、できれば日本在来のクロオオマルハナバチなどを利用して下さい。やむを得ず外来昆虫を使う場合は、逃げ出さないような措置をとり、飼育の許可申請が必要となります（5602,5603）。

以下次号に続く。

「GAP 教育」は初年次の農業教育として効果あり

佐々木茂明 日本生産者 GAP 協会理事
和歌山県農業大学校長

和歌山県農業大学校では平成 20 年度から専門共通科目として GAP 教育を導入し、1 年次の前期に 1 単位 15 時間の講義を行っている。GAP については、日本では昨年 4 月に農水省が「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」として法的規制等を示しているが、そもそも GAP（適正農業管理）の考え方は、1970 年代に環境保全型農業として欧州で生まれたものである。

1990 年代に EU が中心となり、欧州各国・地域の政府が農業者の良い行為を GAP 規範として規定しており、欧州の農業者は、所属する政府の GAP 規範に従うことが 2005 年から義務付けられている。同時に、環境に良いことをした場合には、その具体的な対策（環境配慮要件、クロス・コンプライアンス）に応じて政府から補助金（環境支払い）が支払われている。

本校では入学直後に、「日本 GAP 規範」の知識を教えることで、農業技術を学ぶ姿勢に変化が見られたので、その取組み過程を紹介することにしている。ちなみに、「日本 GAP 規範」は、最も実績のあると言われているイングランドの GAP 規範を参考にし、日本の法律・制度、風俗・習慣、自然条件等に合わせて、日本生産者 GAP 協会により新たに構築されたものである。

GAP 教育を専門教科として取り上げるまでは、2 年生の後期にある「環境保全型農業」の中で、エコ農業や有機 JAS、IPM 農業などと一緒に取り上げて説明しており、日本における「GAP 規範」を理解させるには時間数が不足していた。そこで、平成 19 年度に

教育計画の大幅な見直しが行われたことを機に新教科に取り上げ、平成 20 年度の新教育計画から GAP 教育を 1 年生前期の専門共通科目とした。

GAP 教育導入の成果

(1) 環境保全に対する認識の向上

「農業は、うまくやらなければ環境を破壊する業界である」と、ちょっと脅し半分で授業をスタートさせたが、これまで農業の生産性を向上させてきた優れた農業技術は、マイナス面として環境破壊や食品汚染などの問題があり、これらについて事例を挙げ、生活者から農業や農産物に対して不信感が生まれている実態に気づいて貰い、どうすれば農業における環境破壊や食品安全の問題を解決することができるかを考えさせることから始めた。この結果、環境保全などに対する学生の認識が目に見えて向上した。

(2) 学習意欲にみられる変化

GAP 教育を導入してから、学生の行動に変化が見えてきた。導入するまでは、薬剤散布時のマスクや防除着の着用や、刈払い機使用時の保護具の着用については、毎回注意していたが、GAP 教育を始めてからは、作業員自身の安全確保が「結果として安全な農産物を生み出す」との認識に立ち、農作業の実習に取り組むようになった。現在ではさらに、学生自らが学校の施設や作業手順等の問題点を指摘するまでに



成長してきている。職員は、学生に指摘された改善策をクリアーするための施設整備予算の獲得に苦慮する場面もみられるようになった。また、研究発表や卒業論文などに「GAP」という言葉が引用されるなど、作業員自身の安全や食の安全などを意識するようになってきた。さらに学生は、農業大学校で GAP を学ぶことで農業に対する理解を深めたと考えられる。このようなことから、GAP 教育は農業大学校における初年次の教育に相応しいものと考えている。(写真=防護具を着用し樹園地の草を刈り払う学生)

《理事会報告》

今回の秋期シンポジウム以前のバーチャル理事会において、日本 GAP 規範農場評価制度の「一般規則」と「農場・組織評価規準」の内容が確認されました。また、今回のシンポジウム開催時の理事会においては、来年の春期 GAP 実践セミナーまでのスケジュールを確認するとともに、今後の進め方についても承認をいただきました。

「GAP 教育システム」の指導者・評価員の養成システムについては、二宮理事を中心に推進体制を構築することとしました。また、来年 4 月までに「GAP 教育システム」をスタートさせることで合意を得ました。

「農場評価制度」の一般規則と規準文書の内容および「GAP 教育システム」の詳細については、規準委員会および理事相互の話し合いを継続しながら合意形成を行い、必要があれば微修正を加えながらより良いものにしていくという方針を確認しました。(事務局)

『欧州の大規模食中毒事件はその後・・・』

(腸管出血性大腸菌 O-104)

田上隆一

GAP 普及ニュース 20 号で、会員からの質問「ドイツで起こったスペイン産のキュウリ食中毒事件の真相」について答えました。国内外の報道各社の発表を順番に掲載して、めまぐるしく変わる報道内容を紹介しましたが、「その後どうなったのか?」「結局何が原因だったのか?」という疑問に、インターネットで確認できた情報をまとめてみました。

厚生労働省検疫所のホームページによれば、欧州で猛威を振るった病原性大腸菌（腸管出血性大腸菌）「O（オー）104:H4」による食中毒は、7月26日に「発症」の報告は終わり、終息したと発表されています。しかし、それまでに、EU内の感染者は3905人、死者は46人にもなっています。患者の発生数は、ドイツ国内が3785名と96%以上を占め、その他の国の感染者も、ほぼドイツ北部に渡航歴がある人達でした。ただし、フランスとスウェーデンの症例には、ドイツへの渡航歴がないものもあるということです。

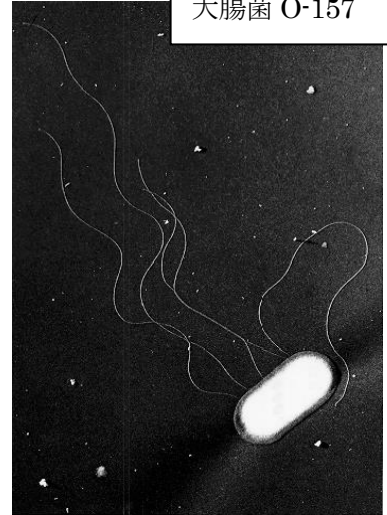
EU/EEA加盟国におけるHUSおよび非HUSのSTEC症例数及び死者数(2011年7月26日 11:00現在)		
症例報告を実施したEU加盟国	HUS症例数 (死亡者数)	非HUSのSTEC症例数 (死亡者数)
オーストリア	1(0)	4(0)
チェコ共和国	0(0)	1(0)
デンマーク	10(0)	16(0)
フランス	9(0)*	2(0)* 2(0)**
ドイツ	733(28)	3,052(17)
ギリシャ	0(0)	1(0)
ルクセンブルク	1(0)	1(0)
オランダ	4(0)	7(0)
ノルウェー	0(0)	1(0)
ポーランド	2(0)	1(0)
スペイン	1(0)	1(0)
スウェーデン	18(1)	35(0)
英国	3(0)	4(0)
合計	782(29)	3,128(17)

厚生労働省検疫所、志賀毒素産生性大腸菌(STEC)のEUにおけるアウトブレイクについて

食中毒が発症して間もない5月26日に、ドイツのハンブルク保健当局が「スペイン産キュウリから病原菌が検出された」と発表したために、「スペインのキュウリ食中毒事件」と呼ばれましたが、5日後の31日には「感染源はキュウリでなかった」と訂正しました。しかし、風評によりスペイン産の野菜はヨーロッパ中のスーパーから締め出されました。また、ロシアではヨーロッパ産の野菜を全て輸入禁止にしました。

続いて、ドイツで作られているスプラウト（新芽野菜）が疑われました。これに対して、ドイツ連邦消費者保護省は6月6日の記者会見で「検査の結果、スプラウト40本のうち

大腸菌 O-157



23本から大腸菌は検出されなかった」と中途半端な声明を発表するとともに、「キュウリ、トマト、葉物野菜は生食を控えるように」と呼びかけていましたが、6月10日には全てに「安全宣言」を出しています。このような迷走とも言える当局の対応には、批判が相次いでいます。また、この混乱により2億ユーロ（約236億円）もの経済的な被害を受けたスペイン政府は、EUに対して保障措置をとるよう求めています。

感染源は未だ明らかになっていませんが、森田幸雄准教授（東京家政大学家政学部栄養学科）によれば、「最も可能性のある原因食品は、ドイツ北部やフランス、ボルドー地方で栽培されたスプラウト（Bean and seed sprouts：植物の新芽の総称）」とのこと。日本でいえば、「かいわれ」などの発芽野菜、新芽野菜のことで、日本のO-157（1996）の流行の原因とされたケースとよく似ています。ドイツ国立ロベルト・コッホ研究所は、スプラウトの生食を控えるように注意喚起をしています（腸管出血性大腸菌O-104について：専門家コメント、サイエンス・メディア・センターのホームページ）。

感染源の特定に関して、ステーブン・スミス博士（トリニティ・カレッジの臨床微生物学部講師）は「今回のO-104:H4の感染源となった細菌は、スプラウトの発芽管の外だけではなく、中にも存在していたと考えられます。そのため、スプラウトを洗っても効果はありません。スプラウトの種の出所を明らかにし、将来的には農家の苗床や消費者に渡った種を検査する必要があるかもしれません」と話しています（同ホームページ）。

このスプラウトの種の出所は、ドイツやフランスの食中毒疫学調査によるとエジプト産フェヌグreek種子の疑いが強くなっています。そのためEUでは、現在、特定輸入業者のフェヌグreek種子の回収と、エジプトからのスプラウト用種子の輸入を10月末まで禁止しています。しかし、エジプト側は感染源との指摘を否定しています（ドイツとフランスにおけるペロ毒素産生性大腸菌の流行について、厚生労働省検疫所ホームページ）。

日本では、今年の4月に、生肉を食べる朝鮮料理のユッケでO-111と一部O-157による大規模な食中毒事件が発生し、多数の死傷者が出ています。全国でO-157の爆発的な発生がみられたのはわずか15年前の1996年で、当時はカイワレがスケープゴートになりました（GAP普及ニュース19号、用語解説12）。

グローバル化した現代社会では、人は自由に世界中を歩き、食料もまた、世界中から集まってきます。お金さえあれば、いつでも、どこでも、何でも食べられる「豊かな暮らし」が可能ですが、その裏側には様々なリスクが存在しています。食品や原材料は勿論のこと、その種子や肥料や、農業に関連する様々な資材等の安全性をも確認する「リスク認識」と「リスク管理」が求められます。病原性大腸菌は、高い確率で牛糞の中にあり、牛糞を発酵させて堆肥を作るときの温度管理が重要であることもGAP規範では指摘しています。このような家畜糞尿の管理に対する「リスク認識」が農産物の安全性を担保するためにも重要になっており、GAP規範では、このような視点での「リスク評価」と「リスク管理」が必要であることを指摘しています。

農林水産省が生物多様性戦略の見直しを始めた

田上隆一

前回（GAP 普及ニュース 22 号）『OECD「対日環境保全成果審査評価 勧告」と「日本 GAP 規範」』と題して、OECD のレビューを紹介するとともに、日本の対策について、次のように記述しました。

『日本では、そもそも、農業による環境汚染の深刻さが広く国民に知らされていません。環境汚染の認識が無いところに、「GAP 規範」の必要性や GAP に対する要求等が生まれないのは当然です。行政も農業団体も、農業による環境汚染の実態を表に出したがるが、もっぱら「多面的機能」など農業が発揮するプラスの機能のみを宣伝しているところに問題があります。OECD が勧告するように、食料自給率の向上、中山間農業の振興、新規就農者の支援などの農業政策と、環境と人に優しい農業生産方法（GAP）を奨励する政策は、それぞれ別個のものではなく、表裏一体の課題として実施しなければなりません。省庁間ばかりか、農林水産省の中でさえ、「食品安全を主目的とした GAP」と「環境と調和のとれた農業生産活動規範」が別々に推進されるなど、OECD が勧告する縦割りの弊害の解決が日本の GAP 推進の大きな課題です。』

今年になって、農林水産省は「農林水産省生物多様性戦略の見直し案」を作成し、平成 23 年 11 月 1 日から 1 ヶ月間、この案についての意見・情報（パブリックコメント）を募集しています。「農林水産省生物多様性戦略」は、平成 19 年 7 月に策定され、平成 22 年 10 月に名古屋で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で「名古屋議定書」が採択されるとともに、生物多様性の保全に関する 2010 年以降の新たな世界目標となる戦略計画 2011-2020（愛知目標）や農業の生物多様性に関する決定等多くの重要な決定がなされました。また、COP10 に先立ち開催されたカルタヘナ議定書第 5 回締約国会議（MOP5）では「名古屋・クアラルンプール補足議定書」が採択されました。

一方、国内においては、「生物多様性基本法」（平成 20 年 5 月公 19 布）や、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」（平成 22 年 12 月公布、以下「生物多様性保全活動促進法」という）等、関連する法令の制定・改正、関連する施策の変更等が行われました。このような国内外の情勢の変化を踏まえて、本年の農林水産省生物多様性戦略の見直し案に至ったのです。

(<http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kankyo/111101.html>)

この案では、農林水産業と生物多様性のあり方に関して、（1）農林水産業が生物多様性を生み出してきたこと、（2）農林水産業が生物多様性によって支えられてきたこと、したがって（3）農林水産業を持続可能なものとして維持・発展させていくためには、生物多様性を守らなければならないことを認識することが重要である、と述べています。

その根拠として、「経済性や効率性を優先した農地や水路の整備、不適切な農薬・肥料の使用、生活排水などによる水質の悪化や埋立てなどによる藻場・干潟の減少、過剰な漁獲、外来生物の導入による生態系破壊など生物多様性に配慮しない人間の活動が野生生物種の生息環境を劣化させ、生物多様性に大きな影響を与えてきた。」と述べています。そ

ここで、農林水産業における生物多様性に関する基本的な方針として次の4項目を掲げています。

- (1) 生物多様性をより重視した農林水産施策の推進
- (2) 国民各層に対する農林水産業及び生物多様性への理解の促進
- (3) 多様な主体による地域の創意工夫を活かした取組の促進
- (4) 農林水産業を通じた地球環境の保全への貢献

上記の4項目の内、(1)生物多様性保全をより重視した農業生産の推進を見てみます。

適切な農業生産活動が行われることによって生物多様性保全、良好な景観の形成などの機能が発揮される。一方、田園地域や里地里山における不適切な農薬・肥料の使用は、それ自体の自然環境ばかりでなく、川などを通じた水質悪化による漁場環境への影響など、他への影響なども懸念される。

農薬・肥料等の適正使用等を推進するため、農業者一人一人が環境保全に向けて最低限取り組むべき農業環境規範の普及・定着を図るとともに、その内容を盛り込んだ農業生産工程管理（GAP）の導入について、併せて普及を推進する。

特に農薬については、毒性、水質汚濁性、水産動植物への影響、残留性等を厳格に検査したうえで登録されていることに加え、環境への影響が生じないように、農薬ごとに農薬使用基準を定めており、その遵守を義務づけながら適正な使用の推進を図る。

このような取組に加え、今後は、田園地域や里地里山の生物多様性保全を重視した環境保全型農業を推進する取組が一層求められている。具体的には、農薬・肥料の低減に向けて、持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るとともに、こうした取組を行う農業者のネットワーク化を進め、活動の拡大を図る。加えて、農業生産活動に由来する環境への負荷を大幅に低減し、多様な生きものを育む有機農業について、その技術体系の確立や普及指導體制の整備、消費者の有機農業に関する理解と関心の増進など農業者が有機農業に積極的に取り組めるような条件整備を推進する。

今後は、単なる農薬・肥料の低減だけでなく、生きものと共生する農業生産の推進という観点から多様な営農活動について調査を行いつつ、指標の活用を含めて、生物多様性保全により効果の高い活動についてその普及・拡大を図っていくことが重要である。このため、平成23年度からは、化学肥料と化学合成農薬の使用を地域で通常行われているレベルから、原則5割以上低減する取組とセットで行う冬期湛水や有機農業の取組など、生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対する直接支援を実施している。

消費者基点に立った農林水産省消費安全局による「食品安全GAP」でも、社会の動向変化からGAP（適正農業管理）では、環境保全「も」労働安全「も」考えるべきと修正しています。今回、環境保全政策でも「その内容を盛り込んだ農業生産工程管理（GAP）の導入について、併せて普及を推進する。」とした訳です。

参考

1. 農林水産省生物多様性戦略見直し案 http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM_MSTDDETAIL&id=550001431&Mode=0、農林水産省生物多様性戦略の見直し案についての意見・情報の募集 <http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kankyo/111101.html>
2. OECD (2010) Environmental Performance Reviews: Japan 2010, p195. OECD, Paris, http://www.oecd.org/document/24/0,3746,en_2649_34307_46265112_1_1_1_1,00.html
3. 「対日環境保全成果審査 評価と勧告（仮訳）」
http://www.env.go.jp/earth/info/oecd_epr3/epr-ar_JA.pdf

《FGAP 協会利用会員からの質問》

【質問】「農場検査・評価・認証」の方法とその効果について

これまでの GAP の審査は、「《適合》か《不適合》か」で判断されてきましたが、日本生産者 GAP 協会が開発した「農場評価システム」では、各項目が「5段階」で評価されます。また、農場評価の全体は「点数」で評価されます。実際に評価を受けた農業者には大変評判が良いのですが、協会ではなぜこのような方式を考えたのか、私達普及現場の人間がこれからどのように説明したら良いのか教えて下さい。

【回答】農家の認証 (=排除) ではなく、評価 (=認識) で農業改善を

先ず、GAP (適正農業管理) の評価には3つの種類があることを知って下さい。

①農業政策としての法令遵守について評価するもの。これは、EU などが行っている法律に基づいた適切な農業実践 (GAP) の農家認証です。この結果に基づいて農家の補助金 (環境支払い) が決まるクロスコンプライアンス (環境補償要件) 制度です。従って行政が直接査察します。これがイギリス、スペインなどの州政府が行っている GAP 認証です。

②食品小売企業などが農産物の取引要件として農場を評価するもの。主に取扱農産物の安全性を確保するために生産農家を見定めるための農場認証 (FA : Farm Assurance) 制度で、買手側の安心のために作られた制度です。したがって、流通業界が認証制度を運営しています。GLOBALGAP 認証は、このような農場認証の国際版です。

③消費者が求める産地や農家・生産組織の信頼を得るために農場などを評価するもの。国全体の農産物のコストは、生産者の労力に見合う商品自体のコストと、農業政策に使われた税金とで構成されると考えられます。先進諸国では、「環境と人に優しい農業」が、農業政策の目標ですから、それに相応しい生産者であるか、またそのような農産物であるかどうかを消費者が選択できるようにするための農場認証です。従って、このような認証は農業団体などが運営します。イギリスの全国農民連合 (NFU) が行っている「レッドトラクター」認証がこの例で、その詳細は GAP 普及ニュース 20~22 号に連載しています。

農場認証の意味

①は、国・地域の行政府が行う GAP (適正農業管理) であり、法令違反者に罰則を与えらるという強制力を持っています。

②は、生産者が販売先の要求する農場認証を自ら受審します。買手側はこの農場認証を取得している農家を「良い農家」として選択することで、一定の安心を得ます。これは、同時に「良くない農家、悪い農家」を排除することを意味しています。この農業認証が普及している欧米では、信頼できない農家を排除するために「GAP 規範」が使用されていると言えます。

③は、日本ではまだ少ないのですが、県などの行政が推進している様々な〇〇認証制度もこれに相当します。ただし、これらの多くは農産物そのものを認証している点で農場認証とは異なります。そして、認証されないものはそこから排除されます。

農場評価制度は GAP 教育システム

日本生産者 GAP 協会の「日本 GAP 規範」に基づく「農場評価制度」は、①②③のいずれとも異なります。しかし、①②③の全てを支えるものです。

新しい「農場評価制度」の狙いは「すべての農業者が優良農場になること」です。したがって、この「農場評価制度」は、「GAP 教育システム」でもあると考えています。「農場評価制度」の評価判定の結果に基づいて農場管理の改善に努め、その結果、農業の質が向上すれば、農場認証①や②や③の審査がいつ行われても合格の判定を受けることが可能になります。

不適合の内容を 4 段階に分析

ご質問の「農場検査・評価・認証」の方法についてお答えします。一般に民間の農場認証 (FA : Farm Assurance) は、農場検査では、チェック項目ごとに「○か×」かを決め、農家が「合格」か「不合格」かの条件にします。基本的に「×」があってはなりません。これに対して、当協会の「日本 GAP 規範農場評価制度」は、農場検査では、チェック項目ごとに「どこが問題なのか」、「なぜ問題なのか」、「どの程度問題なのか」を明らかにし、「どうすれば良いのか」を示唆します。これはその農場の問題改善の指針にするためです。一般の農場検査では排除の論理が働きますので、「×」は「不適合」であり、全て「ダメ」なのです。

GAP 教育システムは、農場を良くするために行うものですから、一般に「不適合」とされる項目の内容を分析して、適正農業管理上の問題の重要度に応じて「4つのレベル」に判定します。

- (1) 軽微な問題：日本 GAP 規範に照らし、不適切と言われるほどのリスクの可能性がなく、管理ミスの可能性もないのですが、より良い農業管理を目指すために推奨するというものです。
- (2) 潜在的な問題：潜在的なリスクまたは部分的に管理の欠陥があり、改善されなければ重大な問題につながる可能性があるというものです。従って改善を要します。
- (3) 重大な問題：重大なリスクまたは管理の失敗につながる可能性があるため、改善しなければならないという指摘です。
- (4) 緊急な問題：差し迫った重大なリスク、または法令違反等の「日本 GAP 規範」からの大きな逸脱があるので、早急な改善を要求するものです。

重要度に応じた農業者の対応

これらの判定を受けた農業者自身がこの制度を高く評価している理由は、「自分自身の農場管理の具体的な行動や動作の問題点」を、重要度に応じた4段階で示してくれるからなのです。「4」の緊急な問題と判定されれば、すぐさま改善しなければならないと判断できます。「3」の重大な問題と判定された項目は、早めに改善しなければならないと考えます。

「2」の潜在的な問題と指摘されたら、今まで気づかなかった管理上の不備・欠陥、抜けなどがあるということですから、対策を立てて対応しなければなりません。「1」の指摘もまた管理上の参考になります。

農場の GAP の完成度を 1000 点で総合評価

検査対象の農場は、そもそも GAP（適正な農業管理がされているもの）であるという前提で、全ての農場に持ち点として 1,000 点を計上します。「日本 GAP 規範農場評価」による検査の結果、上記の「1」から「4」の判定を受けたら、それぞれのレベルに応じた点数を減点します。「1」は 5 点の減点、「2」は 10 点、「3」は 15 点、「4」は 20 点ですので、例えば「1」が 4 項目、「2」が 3 項目、「3」が 2 項目、「4」が 1 項目と判定されれば、100 点の減点ですから、合計点数は 900 点となります。この合計点数は、農業者の自己目標となります。

GAP は「認識」が全てのスタートです。自ら「リスク認識」を持ち、自ら農場についてのリスクを認識し、自己の管理法の問題点を認識することです。そして、認識したリスクや問題点に対して、その重要度も同時に認識することが大切です。これらの認識があつてこそ、改善の意識と行動が生まれるのです。農場評価制度で客観的な判定・評価を受けることで、農業者は自己を知り、自己の目標に向かうことが可能になるのです。

㈱AGIC 代表 田上隆一

『読者の皆様へ』

●『日本 GAP 規範 Ver.1.0』一般社団法人日本生産者 GAP 協会編（幸書房）

—環境保全、労働安全、食品安全のための適切な農業実践の規範—

多くの方々のご協力によって『日本 GAP 規範 Ver.1.0』が本年 5 月に完成しました。農業者の必携の書「良い農業の道しるべ」としてご活用下さい。昨年秋に刊行しました「未定稿」と比較し、項目数が半分ほどになり、適正農業を行っていく上で必要な実践項目に絞り込んだ使いやすい内容になっています。GAP 教育や GAP 実践に是非お役立て下さい。

●イングランド版「適正農業規範」—私達の水・土壌・大気のプロテクト—

—農場主や生産者、土地管理者に対する適切な農業実践の規範—

山田正美 訳、一般社団法人日本生産者 GAP 協会 編

欧州の代表的な「GAP 規範」と言われている「イングランド適正農業規範」の日本語翻訳本です。欧州における「適正農業規範」の考え方と内容を理解し、日本農業のあり方の指針になるものです。『日本 GAP 規範』と併せて是非お読み下さい。

●『日本適正農業規範（未定稿）』一般社団法人日本生産者 GAP 協会 GAP 規範委員会編

—環境保全、食品安全、労働安全のための適切な農業実践の規範—

『日本 GAP 規範 Ver.1.0』の元になった本で、残部も少なくなっていますので、この機会にこの規範の「未定稿」も是非ご購入、ご活用下さい。

これまでの GAP シンポジウムの講演資料集は、日本生産者 GAP 協会の事務局に多少の余部があります。シンポジウムに参加されなかった皆様にも実費（1 冊 1,500 円）でお分けしております。是非ご利用下さい。

（出版委員会）

【編集後記】

TPP の論議が急に再燃した。いろいろ新聞や雑誌等に TPP の論議が出ているが、重要であると言われる農業再建の政府の具体的な方針と道筋が一向に示されない。先般の野田首相の施政方針演説でも、TPP について「党内論議を開始し論議を深める」というだけで、国民に対する情報開示も進まず、TPP 関連の具体的な方針も示されていない。

これまで行われた農業関連の施策では、単に耕地面積をベースにした補償金の直接支払いによるバラマキだけであり、欧州のような環境支払いに踏み込もうとしていない。

農業は、国民の生命を守る上での基本的な食料を生産する重要な産業であるが、結果的に選挙対策としての補助金のバラマキだけを続けてきた感がする。日本農業の活性化のための補助金であろうが、充分その目的が果たされているとは言い難く、農業では生活ができなくなって久しい。そのため後継者が育たず、農家は高齢化し、食料自給率が低迷し、耕作放棄地が増え山林が荒れ、地下水・湖沼等の環境汚染が進み、自然環境が一層荒廃してきている。農林水産省などの様々な部署が、各々の立場で知恵を絞り、補助金を設定しているのであるが、充分な効果が見えないことから、筋の通ったビジョンに基づいた骨太の政策とは思えない。これでは日本農業の未来に光が見えないと言わざるを得ない。

野田政権は、経済原理だけで TPP の導入を凶ろうとしているようであり、農業再建についても欧米型の大規模農業を志向しているように思えるが、日本農業が欧米に勝てるのは、規模拡大による大規模経営ではなく、優れた農業技術と農家の知恵を集めた中小規模の労働集約的な日本農業である。品質に優れ、高価格で売れる日本の農産物である。

このような高品質の農産物を育てる農場は、適正農業管理（GAP）が行われる「人と環境に優しい農場」でなければならない。残念ながら、日本では省庁間ばかりでなく、同じ農林水産省の中でさえ、「環境と人と食」について、別々の担当部署で、バラバラなルールで補助金行政が推進されている。「食品安全を主目的とした GAP」と「環境と調和のとれた農業生産活動規範」が別々に推進されているのである。

このような日本の縦割り行政の実態について OECD は「縦割りの弊害」を解決するよう日本に勧告している。この「縦割りの弊害」をなくすことは、GAP の推進においても大きな課題である。この際、国際的な勧告を尊重し、農業政策として「環境と人と食」について統一的な施策を実施し、品質に優れた農産物を生産し、自給率を高めるようにする必要がある。その要が GAP（適正農業管理）の推進である。

（食讚人）

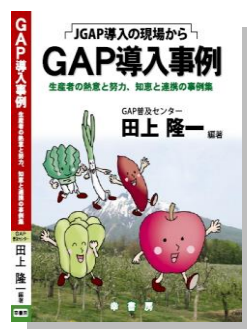
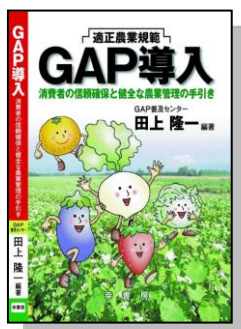
【目指す GAP の理念】適切な農業管理（GAP）は、農業生産者の守るべきマナーです。GAP は、自らの農業実践と認証制度により得られる信頼性を通して、自然環境と国民・生活者を守るための公的な規準として機能させるものです。

GAP は、持続的農業生産により自然環境を保全し、安全な農産物により消費者を守り、併せて生産者自身の健康と生活を守るものです。そのためには、日本の法律・制度や社会慣行・気候風土などに適合した日本農業のあるべき姿を規定する「日本適正農業規範」

（Japanese Code of Good Agricultural Practices）とそれを評価する物差しである「日本適正農業規準」が不可欠です。日本生産者 GAP 協会は、これらのシステムを構築し、日本における GAP を実現します。

《GAP シリーズ》 定価 (本体 1,900 円+税)

日本における GAP 導入の先駆者『GAP 普及センター』の書籍です。



《GAP シンポジウム資料集》 定価 (本体 1,500 円税込)

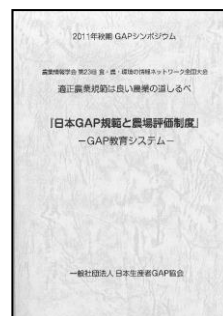
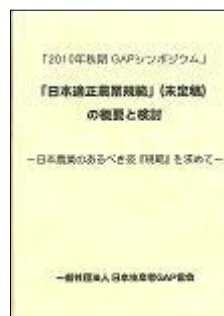
「日本農業を救う GAP は？」

「欧州の適正農業規範に学ぶ」

「日本 GAP 規範と農場評価制度」

「GAP 導入とそのあり方」

「日本適正農業規範の概要と検討」



『イングランド版適性農業規範』
定価 (本体 1,500 円税込)

『日本適性農業規範』(未定稿)
定価 (本体 1,500 円税込)

『日本 GAP 規範』
定価 (本体 2,500 円)
会員 1 割引・10 冊以上 2 割引



『GAP 普及ニュース』は一般社団法人日本生産者 GAP 協会の機関誌です。

1月 3月 5月 7月 9月 11月の隔月に発行します。

一般社団法人日本生産者 GAP 協会の
正会員・利用会員・賛助会員の皆様には無料で配信されます。

正会員（入会金：個人 15,000 円、団体 30,000 円）

個人会費：10,000 円 団体会費：20,000 円

利用会員 個人会費：10,000 円 団体会費：20,000 円

賛助会員 賛助会費：1口 30,000 円（1口以上）

協会の会員は、会員価格での GAP シンポジウムへの参加ができるほか、(株)AGIC の GAP 普及部のサービスも受けられます。(株)AGIC の GAP 普及部では、GAP に取り組む生産者（個人・グループ）と、GAP 導入を指導する普及員や指導員の方々への継続的なサポートを実現するために、GAP の無料相談サービスを提供しております。

《会員の皆様の自由投稿を歓迎します。皆様の疑問にお答えします》

《一般社団法人日本生産者 GAP 協会のプロフィール》

一般社団法人日本生産者 GAP 協会は、「持続的農業生産により自然環境を保全し、生産者の健康と安全を守り、併せて農産物の安全性を確保して消費者を守る GAP」のあり方を考え、日本の法令、気候・風土と社会システムに合った GAP の振興を図る組織です。

このため、日本生産者 GAP 協会の各委員会は、GAP に関する書籍の出版、GAP シンポジウム、各種セミナーを開催する委員会を推進するとともに、個々の生産団体や生産者の実態に合わせた効果的・効率的な GAP 実践の普及を担っていきます。

一般社団法人日本生産者 GAP 協会事務局

〒305-0035 茨城県つくば市松代 4-9-26-203 (株)AGIC 内

☎：029-861-4900 Fax：029-856-0024

E-mail：mj@fagap.or.jp URL：<http://www.fagap.or.jp/>

《株式会社 AGIC（エージック）の活動》

(株)AGIC は、これまで GAP の導入指導で培ってきた普及技術を基に、農業普及指導員や営農指導員などへ向けた「GAP 指導者養成講座」を開催しています。

(株)AGIC は、安全で持続可能な農業生産活動の実践を支援する日本生産者 GAP 協会を支援しています。「GAP についてのお問合せ」、「GAP 指導者養成講座」「産地での GAP 指導」のお申込みは、下記の GAP 普及部までご連絡下さい。

(株)AGIC GAP 普及部 ☎：029-856-0236 Fax：029-856-0024

E-mail：office@agic.ne.jp URL：<http://www.agic.ne.jp/>

2012 春期 GAP 実践セミナー参加申込書

Fax 029-856-0024 大会事務局行き

ふりがな		TEL	
氏名		FAX	
会社名		e-MAIL	
部署名		役職名	
所在地	〒		
会員種別	該当項目にチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 日本生産者 GAP 協会会員 <input type="checkbox"/> 非会員		
必要書類についてご記入ください。請求書は全員に発行致します。 見積書 () 通 / 納品書 () 通 領収証につきましては、特別な場合を除いて振込時要旨を領収証にかえさせていただきます旨、ご了承ください。			
通信欄 上記必要書類に関して、請求人、日付の有無、但し書き等は、必ず詳細にご記入ください。			
受講料の支払い方法について、いずれかにチェックをして下さい。 <input type="checkbox"/> 当日現金 (領収書発行) <input type="checkbox"/> 事前振込 <input type="checkbox"/> 開催後振込			
一般社団法人日本生産者GAP協会利用会員に加入いたします。 ⇒ (加入する会員種別にチェックを入れて下さい。) (会員特典: ①GAP 普及ニュース ②GAP 相談サービス ③シンポジウムセミナーの優待 ④書籍割引) <input type="checkbox"/> 利用会員個人年会費 10,000 円 <input type="checkbox"/> 利用会員団体年会費 (企業、農協、生産組合などの団体) 20,000 円 <input type="checkbox"/> 賛助会員年会費 (個人、法人、組合などの団体) 一口 30,000 円 () <input type="checkbox"/>			
受講料 (資料代) は、主催会員 10,000 円、一般 15,000 円 受講票引換証、請求書を郵送いたします。1 日のみの受講でも受講料は同じです。 定員は 80 名です。お早めにお申し込み下さい。 ◆これを機に一般社団法人日本生産者 GAP 協会の会員になりませんか。会員価格で参加できます。 一般社団法人日本生産者 GAP 協会のホームページ http://fagap.or.jp/			

◆必要事項を記載して、FAX、または Email でお申し込みください。

お申し込みは、2 月 15 日まで受付しております。

お問い合わせは、mj@fagap.or.jp にお寄せ下さい。